

# 第2次澁川市行政改革大綱

平成22年3月  
澁川市

# 目 次

<b>第1章 行政改革の必要性</b> . . . . .	<b>1</b>
1 社会環境の変化 . . . . .	1
2 本市における現況と課題 . . . . .	1
3 改革を進める6つの視点 . . . . .	2
<b>第2章 基本方針</b> . . . . .	<b>4</b>
1 改革の3つの目標 . . . . .	4
2 計画の構成 . . . . .	4
3 計画期間 . . . . .	5
4 推進体制 . . . . .	5
5 体系図 . . . . .	6
<b>第3章 目標の実現に向けた取組</b> . . . . .	<b>7</b>
<b>1 簡素で効率的な市役所の実現</b>	
(1) 事業の見直し . . . . .	7
(2) 組織体制の見直し . . . . .	7
(3) 定員管理の適正化と人材育成 . . . . .	8
(4) 情報化の推進 . . . . .	8
<b>2 市民・民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりの実現</b>	
(1) 事務事業外部委託・民営化 . . . . .	10
(2) 公共施設管理の見直し . . . . .	10
(3) 情報公開・市民参画と協働の推進 . . . . .	11
<b>3 次世代への負担を軽減する財政運営の実現</b>	
(1) 給与の適正化と人件費抑制 . . . . .	12
(2) 財政健全化の推進 . . . . .	12
(3) 補助金等の見直し . . . . .	13
(4) 自主財源の確保 . . . . .	14
(5) 第三セクター等の改革 . . . . .	14

# 第1章 行政改革の必要性

## 1 社会環境の変化

### (1) 行政改革の推進と地方分権の進展

行政改革については、国の「新地方行革指針」（平成17年3月29日）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）を踏まえ、各地方公共団体で主体的な取り組みが行われてきたところです。本市においても、平成18年度に「渋川市行政改革大綱」（以下「第1次行政改革大綱」という。）と実施計画となる「渋川市集中改革プラン」を策定し推進を図ってきたところです。

また、平成19年度に「地方分権改革推進法」が施行され、地方公共団体は、今後、国との明確な役割分担を行う中で、自主性や自立性を高めていくことが必要となっています。なお、国では、地域住民に密着した行政サービスはできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地域主権の確立に向けての検討が進められています。

これらのことを踏まえて、地方公共団体は、行政の公正及び透明性を確保し、市民参加の推進に向けた施策や行財政基盤の充実を図るため、今後、より一層の行政改革を推進する必要があります。

### (2) 市民ニーズの複雑・多様化

行政を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、市民ニーズも複雑・多様化しています。これらに的確かつ迅速に対応するためには、より効率的な行政組織や機能が必要とされています。

また、市民との協働を推進し、市民の主体的な活動への支援や、市民との役割分担の明確化を図ることが求められています。

### (3) 人口減少と少子高齢化社会の到来

少子化の進展により、生産年齢人口が減少しており、経済成長率が低下する可能性や、年金・医療・福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担が増大することが予想されます。

一方、高齢者人口は急速に拡大しており、社会保障費は増加の一途をたどり、財政運営を圧迫することが予想されます。

## 2 本市における現況と課題

### (1) 市町村合併による課題

平成18年2月20日に1市1町4村が合併した、本市の一般会計の予算規模は、合併による効果もあり、ある程度は縮減してきているものの、国の基準

で算定した類似団体（以下「類似団体」という。）と比較すると大きくなっています。

また、職員数（医療従事者を除く）は、合併時の888人から平成21年4月1日現在では837人に縮減していますが、旧合併町村に総合支所を設置していることから、類似団体と比較すると多くなっており、今後、総合支所のあり方の検討が必要となっています。

約270に及ぶ公共施設については、設置目的を同じくする類似施設の統合による、有効活用が求められています。一方で、施設整備の検討にあたっては地域バランスを考慮する必要があります。

## （2）市の財政状況

本市の財政における歳入の約2割を占める地方交付税は、国の制度見直しによって減少する中、合併による普通交付税の特例措置期間が平成27年度であり、翌年度から平成32年度までの5年間で交付額が段階的に削減され、一本算定となる平成33年度には、平成21年度と比較して約23億円の大幅な減少が予想されます。

今後も、安定した行財政運営を継続するためには、成果重視の観点から、不要不急の事務事業を見直すことが必要となっています。

また、国や県からの権限移譲の拡大などにより、市が担う業務の範囲は更に増大する中で、新たな行政課題への対応や市民ニーズに的確に responding していくためには、組織の見直しや事務事業の効率化による歳出削減が、これまで以上に求められています。

## （3）行政改革の取り組み

本市では前項に記述したとおり、平成18年度に「第1次行政改革大綱」と「渋川市集中改革プラン」を策定し、平成21年度までを計画期間として取り組んできたところです。

これらの取り組み結果を十分に検証し、必要な見直しを行い、新たな行政改革に向けた方針を作成し、一体となって取り組んでいく必要があります。

## 3 改革を進める6つの視点

社会環境の変化、市町村合併後の課題への対応や厳しい財政状況の中で着実に行政改革を進めていくため、第1次行政改革大綱の取り組みを検証し、その結果を踏まえ、今後取り組むべき6つの視点を次のとおり整理しました。

### （1）柔軟で迅速な体制づくり

時代の流れや、市民の価値観の多様化などの変化に柔軟に対応し、迅速な処理ができる簡素で効率的な体制づくりが必要です。

### （2）自己決定・自己責任の確立

地方分権社会に対応するため、自分たちのことは自分たちで考え、その意欲と知恵と能力を最大限に引き出すことのできる環境づくりが必要です。

**(3) 公平・公正で透明な行政運営**

広く市民に情報を公開し、公平・公正で透明性の高い行政運営が必要です。

**(4) 市民参加の推進**

市民と一体となった地域づくりを推進するため、市民・民間団体等の市政への参加機会を提供するとともに、行政からも市民活動へ参加する協働によるまちづくりが必要です。

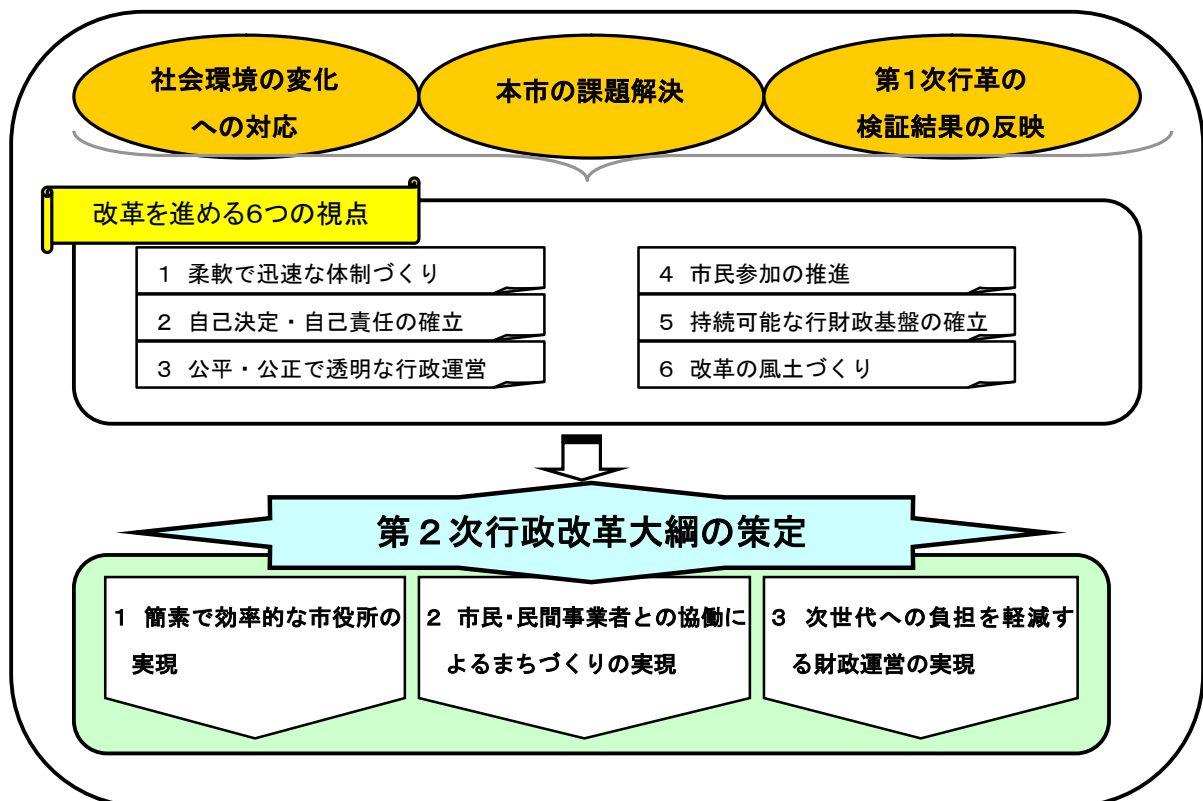
**(5) 持続可能な行財政基盤の確立**

経費の節減を進めるとともに、最少のコストで最大の効果が挙げられるような体制や仕組みを整備し、次世代への負担を軽減する行財政運営が必要です。

**(6) 改革の風土づくり**

職場においては、行政改革の主旨を踏まえ、業務を持続的、日常的に自ら改善していく改革の風土づくりを必要です。

**第2次行政改革大綱策定に重要な要素**



## 第2章 基本方針

第1章に掲げた改革を進める6つの視点を踏まえ、本市の行財政運営における課題の解決を図るため、効率的で実効性のある計画として「第2次渋川市行政改革大綱」（以下「第2次行政改革大綱」という。）を策定します。

この計画では、総合計画に掲げる将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に向け、3つの目標を掲げて取り組みます。

### 1 改革の3つの目標

第2次行政改革大綱では、これまで続けてきた不断の改革努力を更に実りあるものとするため、第1次行政改革大綱に掲げた次の3つの目標を継承して、新たな視点で制度や仕組みに踏み込んだ改革を目指します。

#### （1）簡素で効率的な市役所の実現

施策の推進にあたっては選択と集中により、限られた財源や人的、物的資源を効率的・効果的に活用することが必要となります。事務事業については、行政評価の手法により、成果を重視した見直しを行い、再編・整理、統廃合を進めます。

また、組織機構については、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民にわかりやすく迅速な処理ができる簡素で効率的な体制づくりを進めます。併せて、人材育成基本計画に基づく職員の意識改革を推進し、コスト意識を常に持ち、主体的に改善、改革に取り組んでいく風土づくりを目指します。

#### （2）市民・民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりの実現

市が直接的に行政サービスを提供する従来の発想を転換し、市民自ら取り組むことのできる分野については、市民の自発的な活動に任せるといった、行政と市民との役割分担が必要です。市民の要望や新たな行政課題を的確に捉え、最少のコストで最大の効果を挙げることを念頭に、民間委託の推進や民間活力の積極的な活用などによって、効率的かつ効果的な質の高い行政運営を目指します。

#### （3）次世代への負担を軽減する財政運営の実現

不透明な経済情勢と地方分権の進展の中、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、次世代への負担を軽減するために、安定的で自立的な財政基盤の確立を目指します。

### 2 計画の構成

本計画は、行政改革の基本的な方向を示す行政改革大綱と具体的な取り組みを示す実施計画で構成します。実施計画には、可能な限り数値化できる目標を定めて進

行管理を図ります。

### 3 計画期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化に応じて見直すものとします。

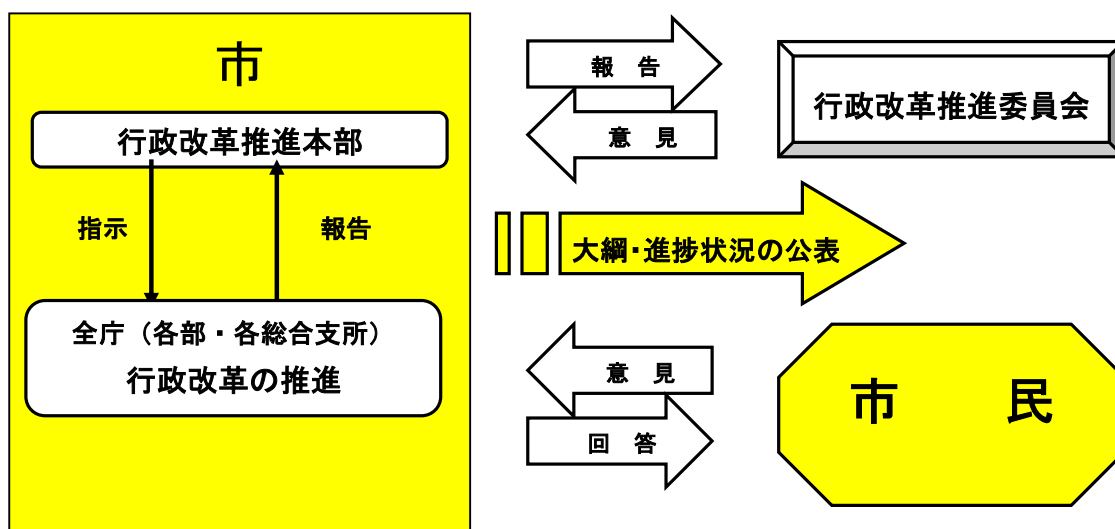
### 4 推進体制

行政改革の推進は、第1次行政改革大綱と同様に、市長を本部長とする、渋川市行政改革推進本部が中心となり、全庁一丸となって目標達成に向けて取り組み、進行管理を徹底する体制のもとで取り組んでいきます。

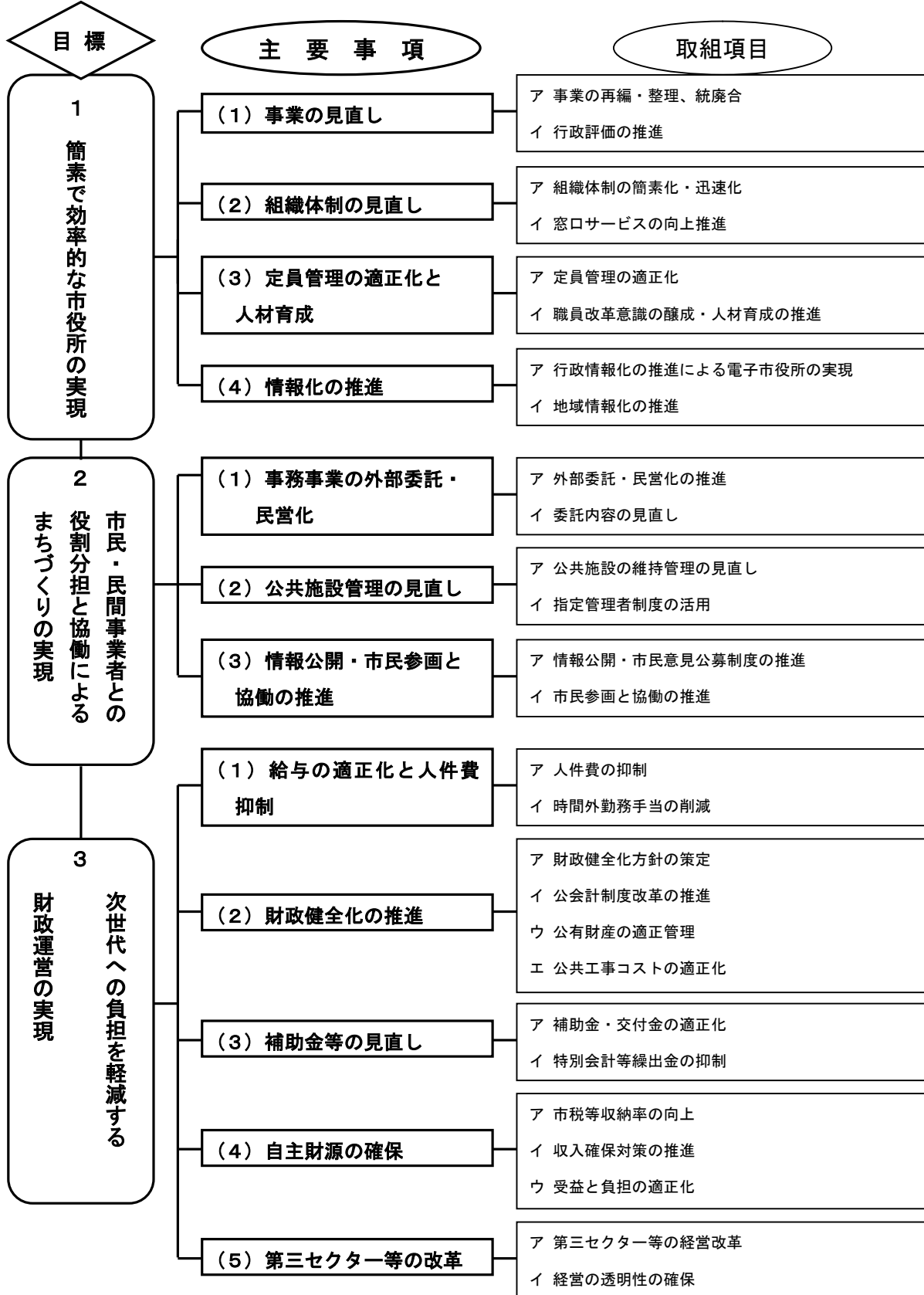
また、市民の視点に立った様々な意見を取り入れるため、市民公募や関係団体の代表者で構成する渋川市行政改革推進委員会を設置して、市民の意見等を踏まえ、行政と市民とが一体となって取り組んでいきます

なお、改革の数値目標や効果等を加えた実施計画の取組状況については、年度毎の進捗状況を適正に管理し、行政改革を更に推進するため、同委員会に報告するとともに、市ホームページ等で公表をします。

#### 行政改革大綱（実施計画）の推進体制



## 5 体系図



## 第3章 目標の実現に向けた取組

### 1 簡素で効率的な市役所の実現

#### (1) 事業の見直し

限られた財源と人材の中で、市民ニーズに的確に対応していくため、事業について、その必要性和有効性を見直します。

このため、行政評価の取り組みにより、個々の事務事業の実績を把握し、効率的・効果的な行政運営を図ります。

##### ア 事業の再編・整理、統廃合

限られた財源と人材の中で、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、事業の必要性和有効性等について検証を行い、事業の重点化や質的充実を図るとともに、経費については徹底した節減と効率化に取り組みます。

特に、総合計画の進行管理や予算編成などにおいて、事業の再編・整理、統廃合を行います。

##### イ 行政評価の推進

総合計画の着実な推進と各事務事業の課題分析による質の高い行政の実現を図るため、予算編成や各種の分野別計画における評価との連携を図りながら、事務事業評価を計画的に実施し、各事務事業の対象・意図・手段を明確にすることで実施上の課題を把握し、成果を意識した見直しを進めます。

#### (2) 組織体制の見直し

市民の視点に立った行財政運営を推進するために、市民にわかりやすい簡素な組織づくり、市民ニーズへの迅速な対応と意思決定ができる組織づくりとともに、質の高い窓口サービスを推進します。

また、総合支所については、市民サービスを提供する地域拠点としての機能を果たすため、組織のあり方を検討します。

##### ア 組織体制の簡素化・迅速化

市民ニーズに即応した事務処理ができる、市民にわかりやすい組織づくりを進め、グループ制の適正な運用を図り迅速な対応とスピーディーな意思決定ができる、簡素化された組織体制づくりを推進します。

また、各地区における市民ニーズ、地理的条件等を踏まえながら、総合支所のあり方を検討します。

##### イ 窓口サービスの向上推進

市民にとって便利でわかりやすく、快適な窓口サービスの実現を目指し、窓口の業務の標準化と連携や案内機能の充実をはじめ、市民生活に密着した様々な窓口サービスの向上を図ります。

### **(3) 定員管理の適正化と人材育成**

事業、組織体制の見直しなどと連動させ、「定員管理適正化計画」の見直しと更新を行い、継続して定員適正化を図ります。

また、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、「人材育成基本計画」に基づき、職員一人ひとりの更なる資質の向上を図るとともに、職員が目的意識を持って職務を遂行し、能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進します。

#### **ア 定員管理の適正化**

平成18年度に策定した「定員管理適正化計画」が平成22年度に計画期間が終了することから、計画の見直しと次期計画の策定を進めるとともに、組織体制の見直しと併せて職員数の縮減に向けて、中長期的な数値目標を設定して計画的に取り組みを進めます。

この「定員管理適正化計画」を推進し、新たな行政課題や重点施策に応じた重点的な職員配置を行います。その一方、行政需要の減少や民間委託等によって事務量が減少した部門については整理・統合するなど、継続的な組織の見直しを行い、行政需要の変化に見合った柔軟な定員管理の適正化を図ります。

#### **イ 職員の改革意識の醸成・人材育成の推進**

職員一人ひとりが問題意識を持ち、民間企業の経営的発想により業務のスピード・コスト・成果を重視し、事務事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むよう、職員研修や職員提案制度の充実を図り、職員の意識改革に取り組みます。

また、平成20年度に策定した「人材育成基本計画」の目指すべき職員像に掲げられた、「渋川市を愛する“ほっと”な職員」を全ての職員の目標として推進します。

### **(4) 情報化の推進**

電子市役所の実現に向けて、行政情報化の推進を図るとともに、地域情報化を推進します。

#### **ア 行政情報化の推進による電子市役所の実現**

電子市役所の実現に向けて、平成19年度に策定した「行政情報化推進計画」の見直しを平成23年度に行い、市民が快適さを実感できるよう、情報化施策を計画的に推進し、より効率的で効果的な行政運営を図ります。

また、情報セキュリティの管理体制にも配慮して進めます。

## イ 地域情報化の推進

地域情報化の推進には、情報アクセス環境の確保が重要であることから、公共施設に公衆情報端末を設置し、インターネットを利用できない市民等のニーズに対応します。

また、市ホームページにおける携帯端末向けの情報を充実させるとともに、電子メールを使った防災情報や各種行政情報の提供を推進します。

ブロードバンド・ゼロ地域解消の早期実現を図るため、整備主体である民間通信事業者に働き掛け、情報格差解消に向けた取り組みを進めます。

## 2 市民・民間事業者との役割分担と協働によるまちづくりの実現

### (1) 事務事業の外部委託・民営化

適切な市民サービスが確保できる領域においては、民間の技術や能力等を十分に活用し、積極的に外部委託・民営化を推進します。

#### ア 外部委託・民営化の推進

行政と民間の役割分担を見直し、行政が直営で行うよりも民間に任せた方が効果的かつ効率的な市民サービスについては、積極的に外部委託・民営化を進めます。その際は、市の適正な管理監督のもとに、行政責任を明確にし、個人情報情報の保護や守秘義務の確保、市民サービスの維持向上等に十分留意します。

#### イ 委託内容の見直し

既に委託している業務についても、委託内容や手法を見直すとともに、委託業務の取捨選択を行います。

特に、随意契約などにより委託先が固定されているような場合に、委託料の硬直化を招かないよう、委託内容（仕様）の見直しや競争入札の徹底を図ります。

### (2) 公共施設管理の見直し

公共施設について、今後のあり方の検証をするとともに、効率的・効果的な管理・運営を図ります。

また、指定管理者制度についても、適正な運用に努めます。

#### ア 公共施設の維持管理の見直し

市民にとって利便性が高く、質の高いサービスを提供できる施設を目指し、設置目的や運営主体の適否などの施設のあり方や効率的な運営方策の検討を行い、利用率を考慮した施設の点検、評価を進めます。

#### イ 指定管理者制度の活用

本市において、指定管理施設のほとんどが更新時期を平成23年度に迎えることから、これまでの導入効果や目的の達成状況について検証を行い、引き続き指定管理者制度の活用を図ります。

また、指定管理者を選定する際には、制度の趣旨等を考慮し、能力ある事業者等の幅広い参入の機会を確保するため、公募制度の運用に努めます。

### **(3) 情報公開・市民参画と協働の推進**

公平・公正で透明性の高い市政運営の確保等の環境整備を図りながら、NPOやボランティア団体をはじめとした市民と行政が、相互補完的な関係を築くことを目指す市民参画・協働の推進に取り組みます。

#### **ア 情報公開・市民意見公募制度の推進**

市民と行政が協働し、市民が主役のまちづくりを推進していくため、情報を公開するとともに、広報・広聴活動の充実や市民意見公募制度の充実を図り、行政運営の説明責任を明らかにすることにより、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。

#### **イ 市民参画と協働の推進**

市民が主役のまちづくりに向けて、市民が市政における政策形成段階から主体的に参画できる仕組みをつくります。

さらに、市民が取り組むことのできることは市民に任せることを基本に、市民と行政それぞれが持つ特性を相互に補完し、協力し合いながら地域の課題に取り組むなど、協働によるまちづくりを進めます。

### 3 次世代への負担を軽減する財政運営の実現

#### (1) 給与の適正化と人件費抑制

職員給与については、国の給与制度の見直しを見据えるとともに、社会経済情勢の変化を踏まえながら、市民の理解が得られるよう適正化を図ります。

また、時間外勤務手当の削減や民間委託の推進等により、人件費の抑制に努めます。

##### ア 人件費の抑制

職員の給与については、地方公務員法の規定に基づき、他の地方公共団体職員や民間事業従事者の給与を考慮し、国家公務員の給与に準拠して適正化を図り、財政状況に配慮しながら、適正な給与水準の維持に努めます。

また、事務事業の抜本的な見直し、民間委託の推進、再任用職員の活用、指定管理者制度の導入、市民との協働などの取り組みにより、適正な職務執行体制を確保しながら、職員数の縮減による人件費の抑制を目指します。

##### イ 時間外勤務手当の削減

時間外勤務手当については、個々の職員が計画的な事務の執行に努めるとともに、ノー残業デーの徹底、課内の応援体制の柔軟化、代休・週休日振替の徹底により、経費の削減を図ります。

また、時差出勤が可能な部署における勤務時間の調整についても、検討します。

#### (2) 財政健全化の推進

今後の財政運営の指針として、財政健全化方針を策定し、健全な財政基盤の確立を図ります。

また、公有財産の適正管理等を推進します。

##### ア 財政健全化方針の策定

厳しい財政状況を踏まえ、財政指標の目標を掲げた、財政健全化方針を策定し、経営健全化基準の維持・確保に努め、健全で安定した財政基盤を確立します。

##### イ 公会計制度改革の推進

国の公会計制度改革の方針を踏まえ、さらなる財政の効率化と健全化を図るため、職員研修の実施、公有財産台帳の電子データベース化、財務4表作成と財政運営への活用、複式簿記活用の会計システムの検討などを行います。

## ウ 公有財産の適正管理

公有財産の一元管理体制を構築し、コスト縮減、遊休資産の売却を含めた資産の有効活用を図ります。

特に、公用車については、集中管理体制を構築して、適正配置と有効的な活用を図り、保有台数と維持管理経費の削減を推進します。

さらには、公共施設の計画的な修繕による長寿命化など、経営的視点に立った維持管理を推進するとともに、行政目的を達成した施設については、速やかな処分を図ります。

## エ 公共工事のコストの適正化

公共工事については、地域の実情等を勘案しながら、国及び県における「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を参考にし、これまで進めてきた直接的な工事コストの低減に加え、施設のライフサイクルコスト（生涯費用）の低減にも取り組み、総合的なコスト縮減を目指します。

また、公共工事の入札や契約についても、競争性や透明性の向上を図るとともに、情報通信技術の活用による入札・契約事務の効率化を図ります。

## (3) 補助金等の見直し

補助金・交付金等の必要性について再点検し見直します。

また、特別会計等への一般会計からの繰出金の抑制を図ります。

### ア 補助金・交付金の適正化

補助金・交付金については、社会経済情勢の変化等に応じて、公平性の確保や行政効果を上げるため、従来の制度の見直しと改善に努め、類似している補助事業の整理・統廃合を促進し、目的を達成したものや補助効果の乏しい補助金等については、廃止、縮減を図ります。

### イ 特別会計等繰出金の抑制

特別会計に対する一般会計からの繰出金の抑制を図るため、一般会計の負担のあり方を見直すとともに、各特別会計において施設利用の促進、使用料等の収納率の向上等による歳入の確保、事務事業の見直し等による経費の削減を行います。

また、地方公営企業法を適用している病院事業については、経営改善のための病院改革プランに基づき、財政の健全化を図り、一般会計からの繰出金を抑制します。

## (4) 自主財源の確保

市税収入をはじめ各種使用料・手数料の見直しなどにより自主財源の確保に努め、収納対策を強力に進めることにより、負担の公平性を維持します。

### ア 市税等収納率の向上

市税等の収納率の向上については、納税者等の利便性の向上を図るため、時間延長や休日窓口の開設による納付環境の整備、口座振替納付やコンビニエンスストア収納の推進などこれまでの取組みに加え、クレジットカード決済等について、税金等への適用範囲の拡大も検討します。

また、滞納対策として管理職を含めた特別徴収対策の実施など、徴収体制の増強を図るとともに、納付催促に応じない場合の債権や不動産の差し押さえのほか、公売の実施を行うなど収納率の向上に努めます。

なお、今後も税負担の公平性を確保し、市民の納税意識を高めることを目的とし、給付や補助金交付など、行政サービスの制限の拡大を検討します。

### イ 収入確保対策の推進

収入の確保については、遊休財産や不用備品等の売却を推進するとともに、ホームページや広報紙等への有料広告の掲載に加え、新たな掲載媒体を検討します。

また、市税等の税率改正等による収入確保についても検討します。

### ウ 受益と負担の適正化

使用料・手数料については、受益者負担の原則に基づき、市民の理解を得ながら、料金設定の適正化を図ります。

また、減免制度についても、必要な見直しを行います。

## (5) 第三セクター等の改革

第三セクター等は、その経営状況により、市の今後の財政運営に大きな影響を与えます。このため、第三セクター等の経営健全化を推進します。

なお、国においては第三セクター等の抜本的な改革に取り組むためのガイドラインが示されており、これに該当する本市の第三セクター等は次の5法人となっています。

- ①株式会社渋川市民ゴルフ場
- ②しぶかわ温泉株式会社
- ③子持産業振興株式会社
- ④財団法人渋川市公共施設管理公社
- ⑤渋川市土地開発公社

#### **ア 第三セクター等の経営改革**

第三セクター等において、第三者委員を加えた経営改善組織を設置し、抜本的な経営の見直しを行います。

また、財団法人渋川市公共施設管理公社については、公益法人制度改革3法の施行に伴い、平成25年度までに改革に向けた適正な対応を図ります。

#### **イ 経営の透明性の確保**

第三セクター等の経営の透明性・信頼性を確保するため、自主的な情報公開の指導をするとともに、各法人に関する財務諸表等の資料を、広く市民に公開します。